

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案 < 予算関連法律案 >

公的資金による住宅及び宅地の供給体制を整備するため、公営住宅法等の一部を改正し、公営住宅の管理主体の拡大、住宅金融公庫の既往債権の管理業務及び独立行政法人都市再生機構の宅地造成等の業務に係る特別勘定の設置及び当該勘定に係る財投融资資金の繰上償還、地方住宅供給公社の解散事由の追加等所要の措置を講ずる。

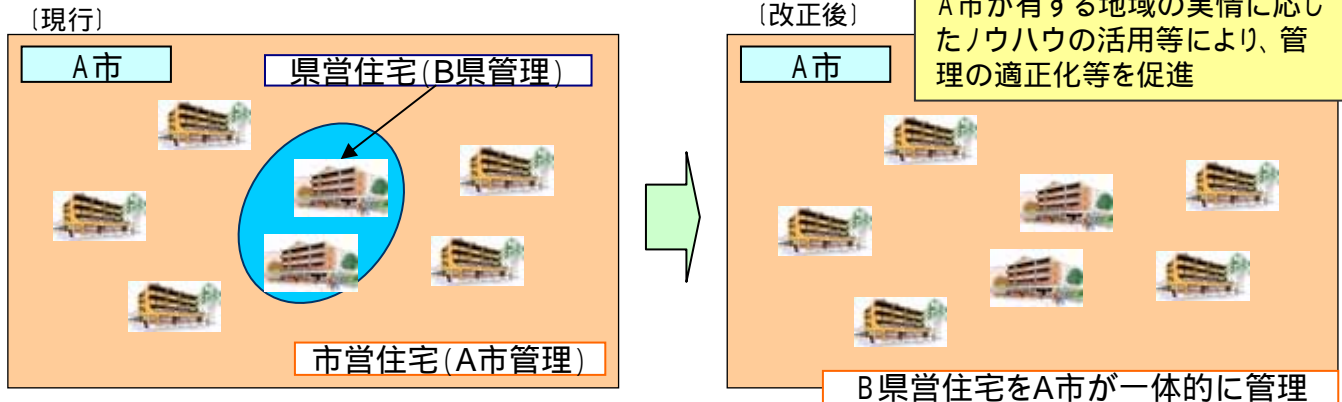
公営住宅法の一部改正

(1) 公営住宅の管理主体の拡大

事業主体以外の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、事業主体の同意を得て、公営住宅の管理を代わって行うことができることとする。

(2) 指導監督交付金の廃止 等

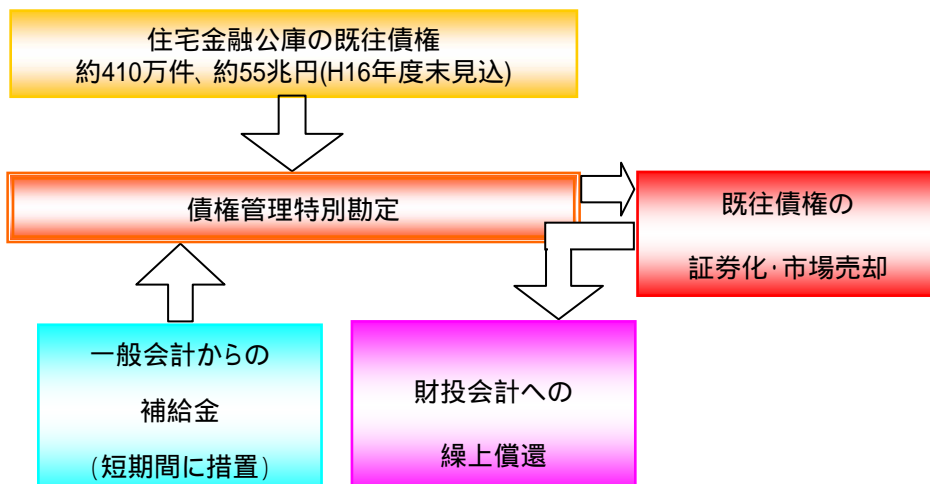
公営住宅の管理主体の拡大(例)



住宅金融公庫法の一部改正

既往債権管理勘定の設置・政府貸付金の繰上償還

平成16年度までに申込みを受理した貸付け(財形住宅貸付けを除く。)について、特別勘定を設けるとともに、当該貸付けに係る政府貸付金の償還期限を、主務大臣が財務大臣と協議して定める日に変更する。



独立行政法人都市再生機構法の一部改正

(1)宅地造成等経過業務に係る勘定の設置・政府貸付金の繰上償還

宅地造成等の経過措置業務に係る特別勘定を設けるとともに、当該業務に係る政府貸付金の償還期限を、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日に変更する。

(2)資金調達の多様化等

機構は、その金銭債権の一部を信託し、又は証券化することができることとする等所要の改正を行う。

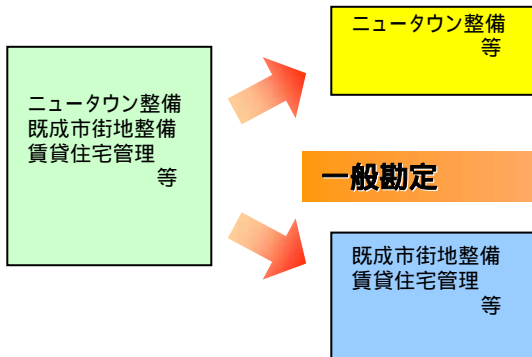
現行の勘定

宅地造成等経過業務に係る勘定

同勘定においては今後財投資金は活用しない。

早期終了を図る

土地の早期処分により資産売却を進める。 → 回収資金等の活用により、財投資金の繰上償還。



地方住宅供給公社法の一部改正

(1)公営住宅(設立団体管理のもの以外)の管理権限代行に係る設立団体の認可

(2)設立団体の判断による自主的な解散規定の整備

公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年)の一部改正

家賃収入補助を平成17年度までとする。(税源移譲の対象)